

能登半島国定公園雨晴園地等の利活用に関するサウンディング型市場調査 質問への回答

(令和6年7月10日現在)

No.	質問項目	質問内容	回答
1	規模について	対象エリアについて、開発規模（単独・複合）のイメージはあるか。	開発規模（単独・複合）については、現在のところ未定です。本調査結果を踏まえ、今後策定する整備方針において、具体的な内容を検討していきたいと考えております。
2	公園施設について	駐車場エリアを増やす計画はあるか。	現在のところ、駐車場エリアを増やす計画はありません。ただし今後、企業様からのご提案を参考に整備計画を策定していくうえで、周辺の交通状況や来訪者見込等を勘案し、必要に応じて、駐車場エリアの拡張も含め、周辺環境の整備について検討させていただきます。
3	インフラについて	上下水道含めて、電気容量の区画内までの引き込み（容量準備）は行政側で用意可能か。	今後、企業様からのご提案を参考に、事業主体・事業手法等を含めて、整備計画を策定する予定としております。本調査結果を踏まえて、上下水道等のインフラ整備を含め、どのような条件であれば民間活力の導入が可能か、今後検討させていただきます。
4	自然災害について	大規模地震の際、水害を含めたリスクはあるか。	高岡市のホームページに各種ハザードマップを掲載していますので、ご確認ください。 https://www.city.takaoka.toyama.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/8/1/index.html
5	オープン時期について	個別対話以降のスケジュール想定はあるか。	現段階のスケジュール想定については、本調査後、今年度中に、当該地における民間活力導入整備方針を策定する予定です。その後、早ければ令和7年度に事業者公募を行う予定ですが、本調査の結果等により、スケジュールに変更が生じる可能性があります。また、募集要項にも記載しておりますとおり、本調査の結果等により、事業者公募を実施しない場合があります。

No.	質問項目	質問内容	回答
6	施設の取扱いについて	自然公園法における第1種特別区域に野営場・2号園地・3号園地が含まれているが、サウナ施設・グランピング施設を検討するにあたり、テントやサウナを恒常的に設置する場合、建物として扱われる可能性があると思いますが、その場合どのような扱いになるか。トライアル・その後の指定管理期間においては特別扱いを受ける事ができるか。	現在、公園計画において、野営場、雨晴2号園地及び雨晴3号園地は、自然公園法上の第1種特別地域に指定されているため、原則、一般建築物の新築は認められておりません。今後策定する整備計画において、公園計画の変更等の必要性も含めて、検討していきたいと考えております。なお、事業手法（指定管理、PFIなど）についても、検討することとしております。
7	公園内の車乗り入れについて	飲食施設、オートキャンプ施設、キッチンカー、マルシェ、キャンプフェスや市民フェスなど、実施する為に事前許可を得れば敷地内に乗り入れ可能か。	現在、公園計画において、野営場、雨晴2号園地及び雨晴3号園地は、自然公園法上の第1種特別地域に指定されているため、原則、車の乗り入れはできません。今後策定する整備計画において、公園計画の変更等の必要性も含めて、検討していきたいと考えております。
8	駐車場スペースについて	野営場・2号園地・3号園地・駐車場以外のスペースに、人出が見込まれる催事の際には駐車場として利用できるのか。	同上
9	水道光熱費について	期間中は免除されるのか。	今後、企業様からのご提案を参考に、事業主体・事業手法等を含めて、整備計画を策定する予定としております。区域全体を民間主体で運営するのか、公設民営（指定管理やPFIなど）とするのか等によっても、取扱いが変わってくるものと思われまますので、本調査での結果を踏まえて、今後検討させていただきたいと考えております。
10	駐車場の安全管理について	夏場の駐車場の安全管理は誰が対応するのか。	同上
11	試験的な取り組みについて	対話を進める中で試験的な取り組みについては実施させてもらえるのか。	試験的な取り組みの実施は、予定しておりません。

No.	質問項目	質問内容	回答
12	公園の維持管理について	公園の維持管理は誰が行うのか。 (場内清掃・トイレ清掃・トイレトペーパーなど)	No. 9と同じ
13	施設の破損等について	管理棟・トイレ棟など期間中に破損・落書きなどあった場合、誰が修繕を行うのか。	No. 9と同じ
14	災害時について	災害時にドローンの発信基地やトレーラーハウスなど、民間受入れは可能か	現在、公園計画において、野営場、雨晴2号園地及び雨晴3号園地は、自然公園法上の第1種特別地域に指定されているため、原則、工作物の新築等はできません。 今後策定する整備計画において、公園計画の変更等の必要性も含めて、検討していきたいと考えております。